

内容紹介

- 平成23年度長崎県消費生活センター苦情・相談の概要 (1)
 - 移動相談及び消費者トラブル講座の開催 (2)
 - 高齢者の見守りを行っていただく団体を募集しています (3)
 - sapo 之助のミニ知識
「トクホって知ってますか？」 (3)
 - お知らせ (4)
- 県消費生活センターから「ビデオ (DVD)・パネルの貸し出しほか」
長崎地方裁判所から「無料法律相談所の開設」
長崎県統計課から「10月1日は就業構造基本調査の日」



こんな相談が寄せられました

平成23年度長崎県消費生活センター苦情・相談の概要

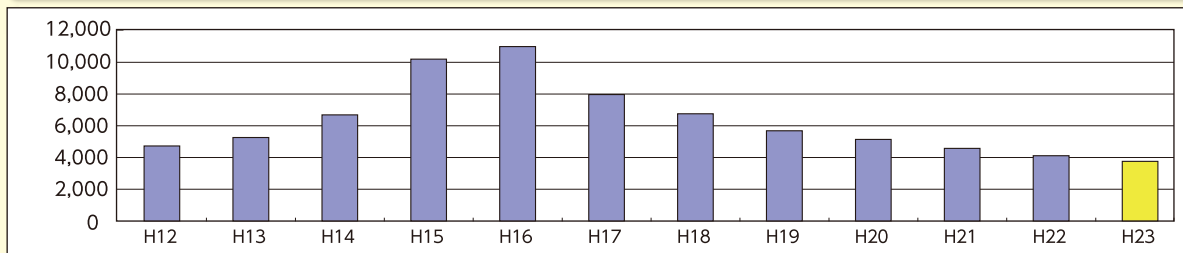
相談受付件数は**3,748件**、前年度に比べ**8.6%減少**

～年代別で70歳以上が最多、利殖商法に関する相談が大きく増加～

相談件数の推移 平成23年度に、県消費生活センターが受け付けた相談件数は3,748件(苦情・相談3,560件、問い合わせ188件)で、前年度に比べ352件、8.6%の減でした。

【年度別苦情・相談の推移】

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
受付件数	4,712	5,247	6,667	10,170	10,961	7,944	6,739	5,671	5,123	4,558	4,100	3,748
苦情相談	4,554	5,066	6,458	9,971	10,796	7,680	6,414	5,488	4,931	4,407	3,884	3,560
問合せ	158	181	209	199	165	264	325	183	192	151	216	188
増減	468	535	1,420	3,503	791	-3,017	-1,205	-1,068	-548	-565	-458	-352
率	11.0	11.4	27.1	52.5	7.8	-27.5	-15.2	-15.8	-9.7	-11.0	-10.0	-8.6

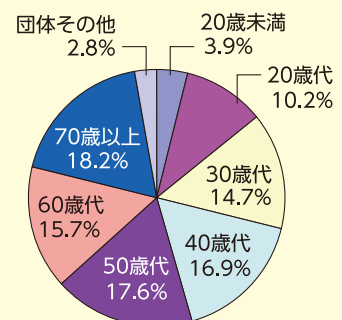


年代別では、70歳以上を除く全ての年代で減少し、40歳代以下の年代の減少率が大きくなっています。70歳以上の相談は648件(18.2%)と最も多くなっています。

また、70歳以上を除く各世代で、「デジタルコンテンツ」(携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報)、70歳以上の高齢者では、「健康食品」の相談が1位となっています。

【年代別・性別件数と割合(苦情・相談)】

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	団体その他	合計
男性	98	176	254	301	339	295	233	0	1,696
女性	41	187	269	299	287	265	415	0	1,763
団体								101	101
計	139	363	523	600	626	560	648	101	3,560
構成比	3.9	10.2	14.7	16.9	17.6	15.7	18.2	2.8	100.0
(前年)	169	422	593	732	663	562	635	108	3,884
(増減)	-30	-59	-70	-132	-37	-2	13	-7	-324
増減比	-17.8	-14.0	-11.8	-18.0	-5.6	-0.4	2.0	-6.5	-8.3



苦情・相談の内容は、全体で①「デジタルコンテンツ」(携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報)関連が734件、②「フリーローン・サラ金」(ヤミ金を含む)関連が357件と多く、続いて③「不動産貸借」④利殖商法の「ファンド型投資商品」となっています。

多重債務(債務が本人の返済能力を超えているもの)に関する相談

多重債務とは、消費者金融等からの金銭の借入れや、クレジットの利用により発生した債務が本人の返済能力を超えることです。

平成23年度の相談件数は、前年度に比べて半減しており171件減少しました。

多重債務の原因は、生活費が34.5%と一番多く、ギャンブル等遊興費が25.7%と続いています。

被害救済額(県消費生活センターで被害を救済できた金額)

平成23年度の相談のうち、クーリング・オフや特定商取引法・消費者契約法等を活用した助言や斡旋により679件について、1億5145万円を救済することができました。

【苦情・相談の内容】

商 品			
1	健康食品	79	(① 110)
2	自動車	71	(② 62)
3	化粧品	58	(⑧ 38)
4	新聞	55	(③ 52)
5	アクセサリ	48	(⑩ 28)
6	音響・映像機器	38	(⑤ 47)
7	書籍	29	(⑥ 39)
8	パソコン類	28	(⑥ 39)
9	給湯システム	23	(27)
10	仏具・神具	19	(4)
商 品 計		1,118	(1,252)

役 務(サービス)			
1	デジタルコンテンツ	734	(① 745)
2	フリーローン・サラ金	357	(② 573)
3	不動産貸借	151	(③ 173)
4	ファンド型投資商品	102	(⑧ 48)
5	工事・建築	97	(④ 81)
6	インターネット接続回線	68	(⑤ 67)
7	生命保険	53	(⑥ 58)
8	公社債	50	(17)
9	修理サービス	48	(⑦ 50)
10	宝くじ	44	(28)
役 務 計		2,442	(2,632)

() は 22 年度

詳しくは、ながさき消費生活館「平成23年度相談統計」をご覧ください。
<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>

県の消費生活センターが“あなたのまち”へ 消費者トラブル移動相談

★契約のトラブル、悪質商法の被害、多重債務などの相談に
 県消費生活センターの専門相談員がお応えします。★

〈開催場所・時間〉

(9月10日以降分)

地 区	月 日	時 間	場 所
松浦市	9月14日(金)	10:30~15:00	松浦市役所
佐々町	9月21日(金)	10:30~15:00	佐々町文化会館
対馬市	9月27日(木)	10:30~15:00	対馬市交流センター
壱岐市	9月28日(金)	10:00~15:00	壱岐文化ホール
川棚町	10月26日(金)	10:30~15:00	川棚町勤労青少年ホーム
東彼杵町	10月31日(水)	10:30~15:00	東彼杵町総合会館
西海市	11月16日(金)	10:00~15:00	西彼保健福祉センター
時津町	11月20日(火)	10:00~15:00	とぎつカナリーホール
長与町	11月21日(水)	10:00~15:00	長与町ふれあいセンター
波佐見町	調整中		

トラブルにあわないための「消費者トラブル防止講座」も開催します。どしどし参加して下さい。

《問い合わせ先》 長崎県消費生活センター (TEL 095-895-2320)
 各市町消費者トラブル相談窓口



高齢者の見守りを行っていただく団体を募集しています!!

高齢者等が消費トラブルや交通事故に巻き込まれる割合は一向に減りません。また、被害に遭っても誰にも相談しないケースも多いようです。そこで、このような暮らしのトラブルの未然防止や早期発見等にも目配りをしていただける団体を、県では募集中です。ふるってご応募ください。



《モデル活動例》

- ① 応募を受け、見守りグループとしての登録を県で行います。
- ② 県から事業の説明書と啓発物品(無料提供)等をお届けします。
- ③ 各団地で啓発物品を配布しながら、見守りが必要な高齢者世帯等を訪問していただきます。
*孤独死対策など現在の活動目的はそのまま、プラスアルファで安全・安心の分野にも視野を広げて活動を継続するという考え方で結構です。
- ④ 年度末に、県から簡単なアンケートを行わせていただきます。

《県による支援内容等》

- ① 啓発物品の無料提供
 - 消費者トラブル防止用啓発ファイル
 - 夜間交通事故防止用LEDライト
 - 夜間交通事故防止用反射材
 *見守りグループ員の方にも、日後の活動に備え、これらの物品を配付します。
- ② 頻発している被害事例等の情報提供(チラシ等により随時)
- ③ 出前講座の開催(要望に応じ適宜)
- ④ 皆様からの問合せ等への対応(随時)

～ 応募方法 ～

〔応募単位〕

- ・ 自治会・安全安心まちづくり宣言団体・NPO
- ・ 防犯リーダー、愛の一皿運動(おかずのお裾分け活動)をされているボランティア等を核としたグループ
- ・ 福祉サポーター・老人クラブ・婦人会 など

〔応募方法〕

参加申込書(ホームページでもダウンロード可)に記入後、下記までお送り下さい。

- ① FAXで申し込み (095)824-4780
- ② メールで申し込み s03190@pref.nagasaki.lg.jp



〔問合せ先〕 皆に見守られて
 県食品安全・消費生活課 有富、諸岡
 直通(095)895-2366
 県消費生活センター 山口



「sapo之助」の
ミニ知識

「トクホって知っていますか？」

「特定保健用食品」を通称「トクホ」と呼んでいます。

「トクホ」は、食品の持つ体調調節機能に注目し、血糖値、血圧、血中コレステロールなどを正常に保つことを助けたり、お腹の調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途のために利用される食品で、健康に対してどのような機能を持っているかを示す「保健の用途」を具体的に表示することを、消費者庁が許可した食品です。

「トクホ」は、病気の治療のために利用するものではありません。通常の食品としても利用できますので、普段の食生活に取り入れて健康保持に活用できます。

自分に必要な「保健の用途」は何か、食生活等からよく考えましょう。「トクホ」だからといって何でも効果があるわけではないので、効果の表示をよく見て、摂取方法を必ず守るようにしてください。



お知らせ

県消費生活センターから

●消費生活に関するビデオ (DVD) ・パネルの貸し出しを行っています。

悪質商法や衣食住など消費生活に関するビデオ (DVD) ・パネルの貸し出しを行っています。講習会や研修会などでご活用ください。

なお、県消費生活センターホームページ (ながさき消費生活館) で「ビデオ・DVD一覧」、「パネル一覧」としてリストを掲載しています。

●消費生活トラブル相談事例を「長崎新聞」に毎月連載中です。

長崎新聞の家庭面に、毎月一回『生活情報110番』というタイトルで、県消費生活センターに寄せられた相談事例から悪質商法の手口、対処法等をご紹介します。

長崎地方裁判所から

無料法律相談所の開設

「法の日」週間 (10月1日~同月7日) 行事として、無料法律相談所を開設します。

- 1 開催日: 平成24年10月1日 (月) 午前の部 10時から12時まで
午後の部 13時から16時まで (受付は15時40分まで)
 - 2 場所: メルカつきまち5階会議室 (長崎市築町3番18号)
 - 3 相談内容: 金銭、土地、建物、夫婦、親子、相続、登記、人権問題など
 - 4 共催: 長崎地方裁判所、長崎家庭裁判所、長崎地方検察庁、長崎地方法務局、長崎県弁護士会
- ※ 当日、整理券を配布し、番号順に相談を受け付けます。(一人あたりの相談時間は20分程度)。ただし、相談内容によっては、順番が前後する場合があります。

【問い合わせ】

長崎地方裁判所事務局総務課庶務係

電話095-804-4114

長崎県統計課から

10月1日は『就業構造基本調査』の日

平成24年10月1日現在で、就業構造基本調査が行われます。

この調査は、国民のふだんの就業・不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としており、昭和31年以来、16回目の調査となっています。

調査対象は、全国から一定の方法で、県内全市町の中から選ばれた約9,800世帯です。

9月下旬に調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

就業構造基本調査コールセンター ※8月16日開設
ナビダイヤル TEL0570-010124
(IP電話・PHSの場合 TEL03-4330-1120)
各市町統計担当課
長崎県統計課 TEL095-895-2225



この情報は県消費生活センターのホームページ
「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

ホームページ「ながさき消費生活館」

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>